

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和2年12月2日午後1時00分～午後5時50分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 特別防犯支援官委嘱式の開催について

12月14日、警察本部において、特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動を推進するため、アイドルグループ「NMB48」に対する特別防犯支援官の委嘱式を挙げる旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 御協力いただく特別防犯支援官による情報発信の力は大きいと思うので、効果的な広報活動を実施し、特殊詐欺の防止に努めていただきたい。

(2) 強盗殺人事件の検挙について

捜査第一課が、生野警察署及び八尾警察署と合同で、標記の事件につき、11月25日に被疑者3人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 組織性のある凶悪、悪質な事件について、府外も含め必要な捜査を尽くし、被疑者の検挙に至ったものであるが、その背景になっていると考えられる違法薬物の供給遮断、乱用防止の取組も重要であり、しっかりと進めていただきたい。

(3) 組織的犯罪処罰法（犯罪収益等収受）違反事件の検挙について

捜査第二課が、港警察署、天王寺警察署、平野警察署、西成警察署、天満警察署、城東警察署、淀川警察署、守口警察署、福島警察署、捜査第四課、機動捜査隊及び組織犯罪対策本部並びに警視庁と合同で、標記の事件につき、11月25日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 粘り強い捜査によって上位被疑者を含め詐欺グループの検挙に至ったものであり、被害の拡大防止の観点からも意義深く、全容の解明をお願いしたい。

(4) 詐欺事件の検挙について

捜査第二課が、東淀川警察署と合同で、標記の事件につき、12月1日に被疑者2人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 組織的に多額の持続化給付金を詐取した悪質な事案であるが、このような新型コロナウイルスの支援策に乗じた悪質な犯罪については、積極的な取締りをお願いしたい。

- (5) 六代目山口組三代目織田組組長らによる電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件の検挙について
捜査第四課が、布施警察署等と合同で、標記の事件につき、11月25日に被疑者5人を検挙した旨の報告があった。

第2 個別会議

1 決裁事項

- (1) 運転免許取消対象事案について
運転免許取消対象事案について、審議の結果、96件の行政処分を決定した。
- (2) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について
傷害事件に係る重傷病給付金及び障害給付金の支給裁定申請1件について、審議の結果、犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。
- (3) 運転免許証交付処分取消等請求事件の応訴について
運転免許証交付処分取消等請求事件について、10月31日、大阪地方裁判所に提訴がなされた旨の報告があり、審議の結果、応訴することとして決裁した。
- (4) 銃砲所持の許可に条件を付す処分の取消請求事件の応訴について
銃砲所持の許可に条件を付す処分の取消請求事件について、11月11日、大阪地方裁判所に提訴がなされた旨の報告があり、審議の結果、応訴することとして決裁した。
- (5) 運転免許証交付処分取消等請求事件の控訴について
運転免許証交付処分取消等請求事件について、審議の結果、控訴しないこととして決裁した。
- (6) 不服申立てに対する裁決について
- ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案
運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。
- イ 運転免許証交付処分に対する審査請求事案
運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。
- (7) 交通規制の実施について
12月中に実施予定の車両通行止め、一方通行等226か所の交通規制について上申があり、可として決裁した。
- (8) 意見要望の受理等について
- ア 苦情2件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答文を決定した。
- イ 苦情3件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。
- ウ 意見要望13件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 生活安全部主管に係る10月中の専決事務の処理状況について

10月中における生活安全部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(2) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

11月16日から11月23日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

第3 その他

本会議は、本荘委員が警察本部庁舎外から電話を利用して参加する方式により開催された。

開会時には、井上委員長が電話会議システムにより会議を実施する旨を告げた後、各委員が互いに適時的確な意見表明ができる通話状態にあることを確認した。また、会議の終了時において、通話状態に異状がなかったことを確認した。

以上